

事故防止 85号
平成25年8月15日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 81」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、8月15日に「医療安全情報 No. 81」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報は、当機構のホームページ（<http://jcqhc.or.jp/>）にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.81 2013年8月

ベッド操作時のサイドレール等の すき間への挟み込み

ベッドのサイドレール等のすき間に関連した事例が12件報告されています。そのうち、ベッドの操作によりサイドレール等のすき間に患者の身体の一部を挟み込む事例が5件報告されています(集計期間:2010年1月1日～2013年6月30日、第13回報告書「共有すべき医療事故情報」(P142)、第33回報告書「再発・類似事例の検討状況」(P166)に一部を掲載)。

ベッドの操作により、ベッドのサイドレール等のすき間に患者の身体の一部を挟み込む事例が報告されています。

事例のイメージ



挟み込んだ部位	首	上肢	下肢
件数	1	3	1

◆ベッドのサイドレール等に関連した事例には、この他、サイドレールとサイドレールの間に身体の一部を挟み込んだ事例や、サイドレールのすき間から患者が転落した事例などが報告されています。

〔ベッド操作時のサイドレール等のすき間への挟み込み〕

事例

看護師は、左肘に創部のある患者を座位にするためにベッドの操作を始めた。その際、患者の上肢の位置を確認しなかった。看護師がベッドを20～30度上げたところ、患者が「痛い」と訴えた。確認すると、患者の左肘がベッド柵とマットの間に挟まっており、左肘に貼付している被覆材の内部に血液が滲んでいた。筋層に達する外傷を認め、医師が縫合した。

厚生労働省及び経済産業省より、「医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に頭や首、手足などを挟む事故等の未然防止のための安全点検について」※が発出されています。

○医政総発0606第5号 障企自発0606第1号 障障発0606第1号 老高発0606号第1号
老振発0606第1号 老老発0606第1号 24製安第13号 平成24年6月6日付

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/120606-1.pdf>

※この通知には、「別添1 医療・介護ベッド安全点検チェック表」が添付されています。

事例が発生した医療機関の取り組み

・ベッドを操作する際は、サイドレールのすき間や患者の身体的位置を確認してから行う。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/>